

埼玉県目標設定型排出量取引制度

医療施設に対する目標削減率の 緩和について

【注意】

本資料は、目標設定型排出量取引制度における医療施設に対する目標削減率の緩和に関するガイドライン（令和2年4月）に基づくものです。詳細については、同ガイドラインを確認してください。

目次

1. 緩和措置の概要
2. 対象となる事業所
3. 手続きの流れ
4. 提出書類

1. 緩和措置の概要

緩和措置の概要

ポイント

- ✓ 医療施設の目標削減率を**2%**緩和（第3削減計画期間）
- ✓ 事業者による申請手続きが必要
- ✓ 緩和を受けたい年度の翌年度に申請
（令和2年度の緩和に対する提出締切りは**令和3年**9月30日）
- ✓ 申請は毎年度行う必要がある
- ✓ 初年度の申請期日は9月30日まで。翌年度以降の申請期日は7月31日まで

1. 緩和措置の概要

目標削減率の緩和

ガイドライン
P1～3

- 第3計画期間から、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な**医療施設**について、**目標削減率を2%緩和する措置**を新たに導入※
- 適用期間：第3計画期間（令和2～6年度）

		目標削減率			目標削減率
		第1計画期間 (H23～H26)	第2計画期間 (H27～R元)	第3計画期間 (R2～R6) 緩和前	第3計画期間 (R2～R6) 緩和後
第1区分	事務所、店舗等 (1-①区分)	8%	15%	22%	20%
	うち、他人から供給された熱の割合が2割以上 (1-②区分)	6%	13%	20%	18%

※ 第3計画期間の目標削減率（22%又は20%）が適用される事業所においてのみ緩和する。

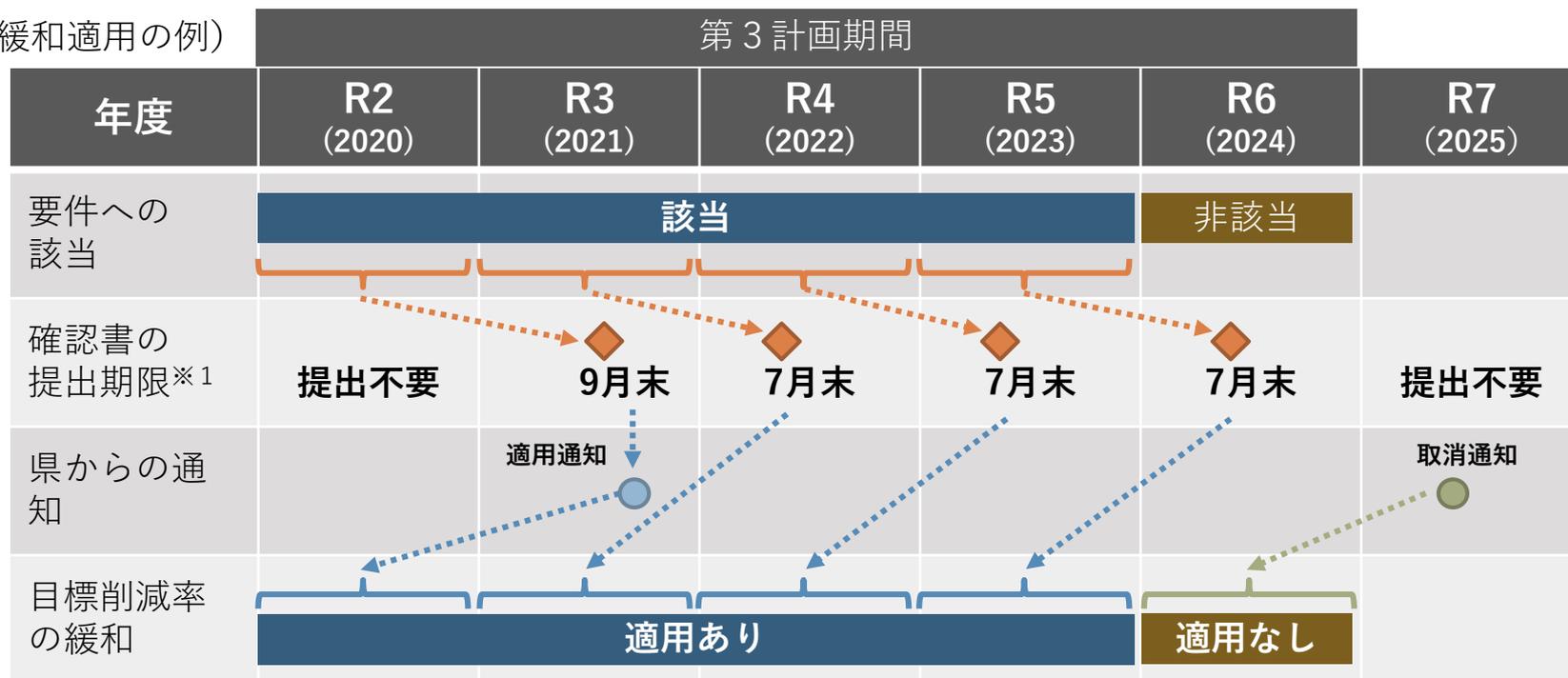
1. 緩和措置の概要

要件の確認時期と緩和適用期間

ガイドライン
P3, 6, 7

- 緩和の要件への該当は、**緩和の対象年度の状況に基づき判断**
- 緩和を希望する場合、**緩和対象年度の翌年度の各期限までに確認書を提出**
- 確認書により要件への該当を県が確認した場合、**目標削減率を緩和**

(緩和適用の例)



※1 初めて緩和を受ける年度のみ、緩和対象年度の翌年度の9月末までに確認書を提出。次年度以降は7月末までに提出。

※2 緩和の要件に該当しなくなったことによる届出等は不要。(申請がなければ、自動的に取り消されます。)

緩和措置の対象：**次の要件を全て満たす事業所**

1 第3計画期間の目標削減率（**22%又は20%**）が適用される

2 事業所に次の**医療施設**がある

- **病院**（医療法第1条の5第1項に規定するもの）
- **診療所**（ 〃 〃 第2項に規定するもの）
- **助産所**（ 〃 第2条第1項に規定するもの）

※ 当該医療施設が無くなるとその機能を失ってしまう
付随施設（当該医療施設の管理下にあることが必須）も含む
例）専ら当該医療施設関係者が使用する飲食及び日用品を提供する 施設、運動施設等

3 当該**医療施設からのエネルギー起源CO₂の排出量**が
事業所全体の**2分の1以上**を占めている

緩和要件の該当チェック

手順①

医療施設の有無の確認

医療法に基づく許可書等や、実態を踏まえて判断

手順②

排出量の要件を確認する範囲の確認

医療施設が含まれる範囲（受電単位又は建物単位のいずれかを選択）において、医療施設が主要な施設であるかを確認

手順③

手順②で確認した範囲におけるエネルギー起源CO₂排出量が事業所全体の排出量の2分の1以上であるかを確認

2. 対象となる事業所

手順① 医療施設の有無の確認

ガイドライン
P3, 5

事業所内に次の「医療施設」があるか確認する

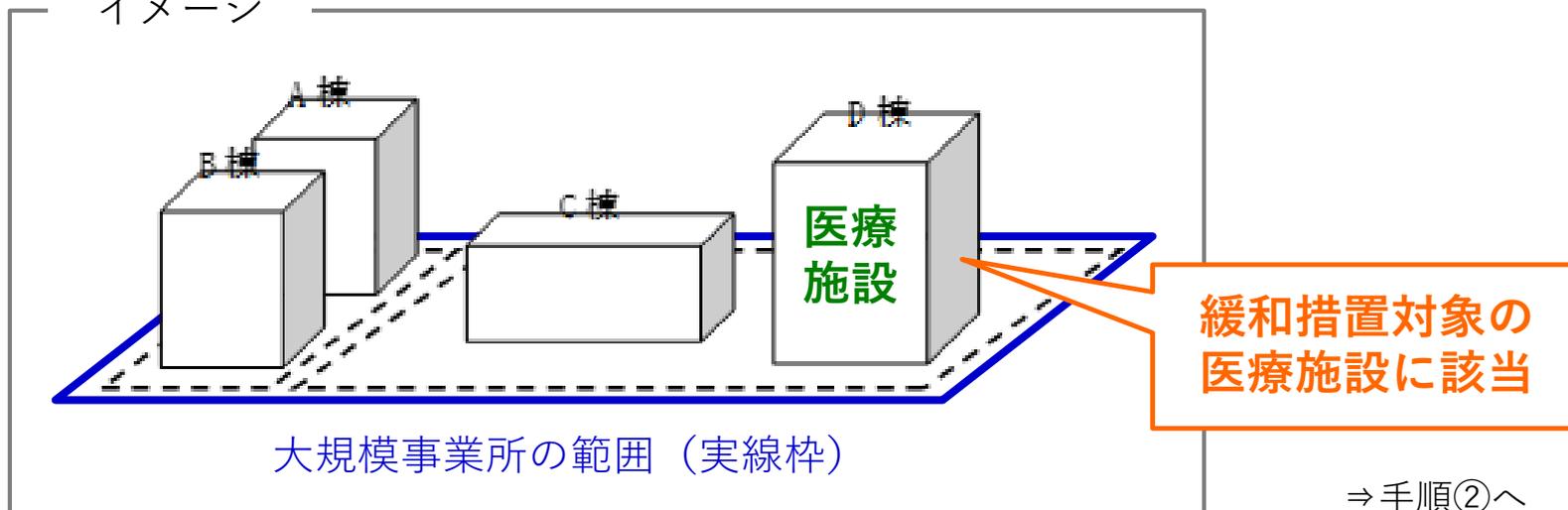
- 病院（医療法第1条の5第1項に規定するもの）
- 診療所（〃 〃 第2項に規定するもの）
- 助産所（〃 第2条第1項に規定するもの）

※ 当該医療施設が無くなるとその機能を失ってしまう

付随施設（当該医療施設の管理下にあることが必須）も含む

例）専ら当該医療施設関係者が使用する飲食及び日用品を提供する施設、運動施設

イメージ



⇒手順②へ

2. 対象となる事業所

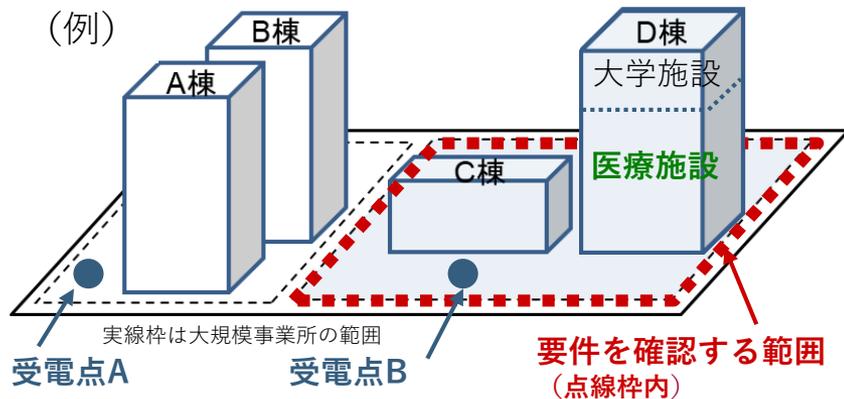
手順② 要件を確認する範囲の確認

ガイドライン
P3~5

- 手順③において排出量の要件を確認する範囲を、手順②で確認する
- 確認方法は、**受電単位又は建物単位のいずれか**により選択
- 医療施設が含まれる範囲において、**医療施設が主要な施設であるか**（下記要件に該当するか）確認

受電単位で確認する場合

(例)



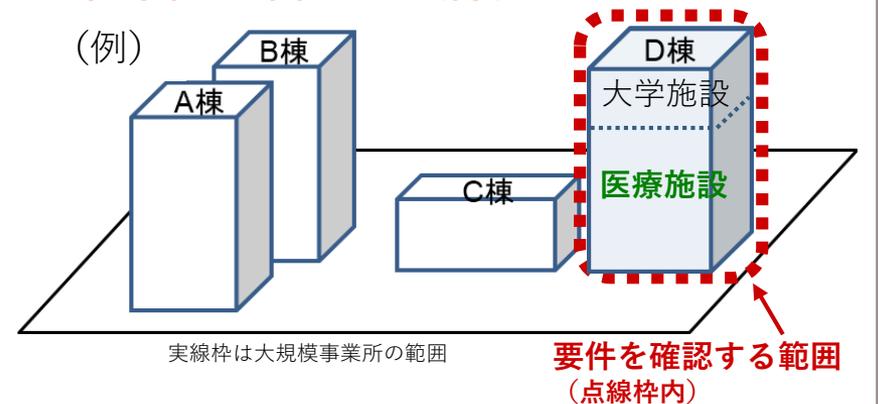
$$\text{割合} = \frac{\text{医療施設の年間使用電力量}}{\text{要件を確認する範囲 (受電点B) の年間受電電力量}}$$

上記割合が **2分の1以上** のとき

- ⇒
- ・ 医療施設はこの範囲の「**主要な施設**」に該当
 - ・ この範囲（点線内）を「**要件を確認する範囲**」とする

建物単位で確認する場合

(例)



$$\text{割合} = \frac{\text{医療施設が占める床面積}}{\text{医療施設が存在する建物 (D棟) の延床面積}}$$

※床面積は確認書提出年度の前年度末時点のもの

上記割合が **2分の1以上** のとき

- ⇒
- ・ 医療施設はこの範囲の「**主要な施設**」に該当
 - ・ この範囲（点線内）を「**要件を確認する範囲**」とする

⇒ 手順③へ

2. 対象となる事業所

手順③ 「排出量の2分の1以上」の確認

ガイドライン
P4, 5

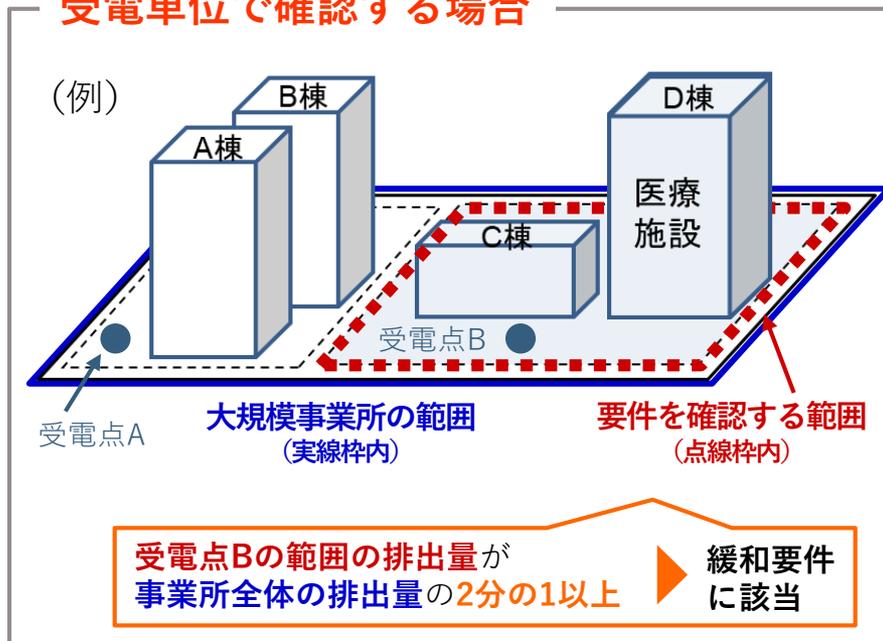
- 手順②で確認した範囲におけるCO₂排出量※が、事業所全体の排出量の2分の1以上であるか確認する
- 当該範囲の排出量を把握できない場合は、当該範囲の床面積による確認も可とする

(算定式)

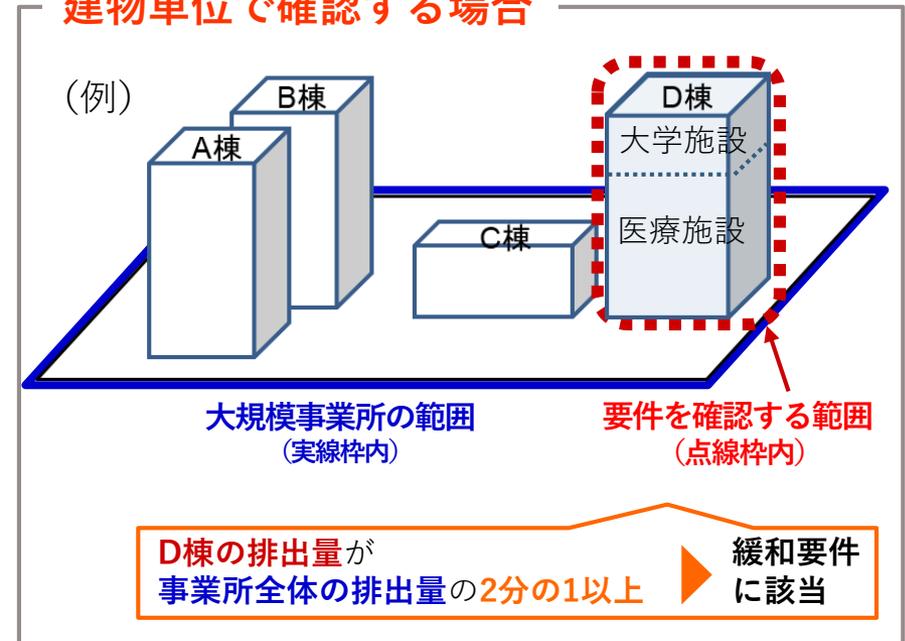
$$\text{割合} = \frac{\text{手順②で確認した範囲の排出量 (床面積)}}{\text{事業所全体の排出量 (延床面積)}}$$

- ※ エネルギー起源CO₂排出量をいい、電力以外の燃料等による排出量を含む。
- ※ 把握・算定方法についてはエネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン第2部第4章による。

受電単位で確認する場合



建物単位で確認する場合



3. 手続きの流れ

スケジュール・提出時期

ガイドライン
P6

初めて緩和を受けるとき : 確認書の提出が必要です

初めて緩和を受ける

対象年度 (例: R2年度)

緩和の要件に該当

初めて緩和を受ける年度の

翌年度9月末 (例: R3年9月末)

大規模事業者が「**医療施設に関する目標削減率の緩和措置に係る確認書** (様式1)」を提出 (確認書提出に係る第三者検証の受検は不要)

(緩和措置の要件に該当することを県が確認)

県から大規模事業者あてに「**目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について** (様式2-1)」を通知

緩和された翌年度以降 : 毎年度確認書の提出が必要です

緩和措置を受ける

対象年度

緩和の要件に該当

緩和を受ける年度の

翌年度7月末

大規模事業者が「**医療施設に関する目標削減率の緩和措置に係る確認書** (様式1)」を提出 (確認書提出に係る第三者検証の受検は不要)

※ 前年度から継続して目標削減率が緩和される場合、県からの通知は行いません

内容に変更が生じた場合

確認書の内容に変更があったとき

翌年度、確認書を提出する際に変更内容を記載してください

※ 上記以外に、変更の届出等は不要。

緩和措置の要件に該当しなくなったとき

事業者での手続き等の必要はありません (スライド5参照)



次のいずれかに該当する場合は、**県から緩和措置の取り消しを通知**

- 確認書が提出されなかったとき
- 緩和措置の要件を満たさなくなったと県が認めたとき

4. 提出書類

初めて緩和措置を受ける年度の提出書類

ガイドライン
P6

● 医療施設に関する目標削減率の緩和措置に係る確認書（様式1（別添1含む））※

※ 複数の大規模事業所を設置している場合は、事業所ごとに提出すること

● 下記の添付書類

	添付書類	資料例示※
①	医療法に基づく許可書の写し (医療法第8条による開設の場合は届出書の写し)	
②	医療施設の範囲がわかるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模事業所全体の平面図・ 医療施設に係る平面図（必要に応じて）・ 建築確認申請書の写し・ 賃貸借契約書の写し（賃貸借の場合のみ）
③	医療施設が主要な施設であることがわかるもの (別添1の項目1に記載した値の根拠資料)	【受電単位で確認の場合】 <ul style="list-style-type: none">・ 地球温暖化対策計画書の算定資料・ 医療施設の年間使用電力量の算定資料・ 購買伝票等（実測にあっては実測結果の集計表） 【建物単位で確認の場合】 <ul style="list-style-type: none">・ 事業所内の各建物の延床面積一覧・ 医療施設が占める床面積一覧及び根拠資料
④	医療施設を含む範囲の排出量が2分の1以上であることがわかるもの (別添1の項目2に記載した値の根拠資料)	【排出量で確認の場合】 <ul style="list-style-type: none">・ 医療施設の要件を確認した範囲の排出量の算定資料・ 購買伝票等（実測にあっては実測結果の集計表） 【床面積で確認の場合】 <ul style="list-style-type: none">・ 事業所内の各建物の延床面積一覧・ 医療施設の要件を確認した範囲の床面積一覧及び根拠資料

※ 重複する資料は省略可。
各建物の床面積一覧は、「地球温暖化対策計画書の算定資料のその3シート」をもって代用可。

4. 提出書類

緩和措置された翌年度以降の提出書類

ガイドライン
P6

- 医療施設に関する目標削減率の緩和措置に係る確認書（様式1（別添1含む））※
 - ※ 複数の大規模事業所を設置している場合は、事業所ごとに提出すること
- 前頁の添付書類
 - ただし、医療施設の状況、要件該当の確認方法及び確認結果に変更がない場合は、添付書類は省略可
 - （変更がある場合は、変更後の最新版の資料を添付して提出）

4. 提出書類

確認書の記入方法 [様式1]

ガイドライン
P7

様式1

医療施設に関する目標削減率の緩和措置に係る確認書

令和3年〇月〇日

(宛先)
埼玉県知事

提出者 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂〇-〇
 名称 医療法人〇〇〇〇
 代表者職・氏名 理事長 〇〇 〇〇
 (個人事業者にあつては、住所及び氏名
 (自署又は記名押印))
 電話番号 048-xxx-xxxx

緩和を受ける年度を選択
(提出年度の前年度)

下記の事業所について、令和 **2** 年度の目標削減率の緩和措置を受けたいので、「緩和対象となる医療施設について」を添付して申し出します。

事業所番号	010x01	
大規模事業所の名称	〇〇〇〇病院	
連絡先	所属事業者名	医療法人〇〇〇〇
	郵便番号	xxx-xxxx
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂〇-〇
	所属部署	総務部〇〇課
	担当者職名	主任
	担当者名	〇〇 〇〇
	電話番号	048-xxx-yyyy
	FAX番号	048-xxx-zzzz
E-mailアドレス	*****@##.co.jp	
※受付年月日	年 月 日	※整理番号
※備考		

- 大規模事業者 (= 地球温暖化対策計画書の提出者) の住所、名称、代表者職・氏名、電話番号を記入
- 代表者印は押印不要

- 事業者番号、事業所名称は、地球温暖化対策計画書に記載しているものに合わせる

- 担当者の連絡先を記入
※ 担当者は提出者に属する方としてください

4. 提出書類

確認書の記入方法 [別添1] その①

ガイドライン
P7, 8

(別添1)

緩和対象となる医療施設について

1 医療施設が主要な施設であるかの確認

○ 受電単位	年間受電量		kWh	● 建物単位	建築物の延べ床面積	55,000	m ²
	医療施設の年間使用電力量		kWh		医療施設が占める床面積	52,000	m ²
	割合		%		割合	94	%
電力量又は面積の説明		・医療施設を含むD棟を「排出量1/2以上」の要件を確認する範囲とした。 ・D棟及び医療施設が占める床面積の根拠資料は、別紙○のとおり。					

選択した確認方法をチェック

医療施設を含む建物全体の延床面積を記入

医療施設が占める床面を記入
※ 根拠資料 (図面、一覧表等) を添付

算定結果 (自動計算) が50%以上の場合に、当該医療施設は主要な施設に該当
⇒ 医療施設を含む範囲について、下記2でCO₂排出量が事業所全体の排出量の2分の1以上であるか確認

設定した範囲が明確にわかるように記載

※ 付随施設を含む場合は、その名称等を記載

【受電単位の記入例】

- ・医療施設を含む監視点2 (電力) の供給範囲を「排出量2分の1以上」の要件を確認する範囲とした。(別紙○参照)

【建物単位の記入例】

- ・医療施設を含むD棟を「排出量2分の1以上」の要件を確認する範囲とした。
- ・D棟及び医療施設が占める床面積の根拠資料は、別紙○のとおり。

4. 提出書類

確認書の記入方法 [別添1] その②

ガイドライン
P7,8

2 排出量の1/2以上の確認

○ 排出量	事業所全体の排出量		t-CO ₂	事業所の延べ床面積	60,000 m ²
	医療施設の要件を確認した範囲の排出量		t-CO ₂	医療施設の要件を確認した範囲の床面積	55,000 m ²
	割合		%	割合	91 %
排出量又は面積の説明	・範囲ごとの排出量の算定が困難なため、床面積により算定した。 ・事業所全体及び医療施設の要件を確認した範囲の床面積の根拠資料は、別紙○のとおり。				

※排出量の把握ができない場合に選択してください。

選択した確認方法をチェック

事業所全体の延床面積を記入

医療施設の要件を確認した範囲の床面積
※ 根拠資料（図面、一覧表等）を添付

算定結果が50%以上の場合
⇒ 緩和の要件に該当

設定した範囲が明確にわかるように記載

※ 付随施設を含む場合は、その名称等を記載

【排出量で確認の場合の記入例】

- ・医療施設を含む監視点2（電力）の供給範囲を「排出量2分の1以上」の要件を確認する範囲とし、排出量を算定した。（別紙○参照）

【床面積で確認の場合の記入例】

- ・範囲ごとの排出量の算定が困難なため、床面積により算定した。
- ・各範囲の床面積の根拠資料は、別紙○のとおり。

4. 提出書類

確認書の記入方法 [別添1] その③

ガイドライン
P8

3 備考

以下に、該当する場合は、□をチェックしてください。

前回提出時から医療施設の状況に変化はない(二回目の申請以降にチェックしてください。)

4 添付する書類

医療法に基づく許可書の写し	△別紙 (1) のとおり
医療施設に係る平面図	△別紙 (2) のとおり
建築確認申請書	△別紙 (3) のとおり
建物全体及び医療施設の床面積 (確認1)	△別紙 (4) のとおり
各建物及び範囲ごとの床面積一覧 (確認2)	△別紙 (5) のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり

- 初回提出時は記入不要
- 2回目以降の提出時に前回提出時から医療施設の状況に変化はない場合に、チェックを入れる

- 添付書類には通し番号を付して、その番号を各欄に記入してください
※ 医療施設の状況、要件該当の確認方法及び確認結果に変更がない場合は、添付書類は省略可